

平成31年度 双葉地方水道企業団職員採用候補者試験のお知らせ

双葉地方水道企業団職員の採用候補者試験（高校卒業程度）を次により行います。

1. 試験職種および採用予定人員

試験職種	採用予定人員
技術職（土木）	1名程度
技術職（電気）	1名程度

2. 受験資格

平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれたもの。（学歴は問いません。）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

3. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

- (1) 第1次試験（教養試験＋専門試験＋適性検査）
職員として必要な一般知識、専門知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。
- (2) 第2次試験（小論文＋面接試験）
第1次試験合格者に対して、小論文および個別面接による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験期日

- (1) 第1次試験 平成30年9月16日（日）
受付 午前9時～午前9時30分
教養試験 午前10時～午前11時15分
専門試験・適性検査 午後1時～午後2時30分
- (2) 第2次試験 平成30年11月中旬予定

6. 試験会場

- (1) 第1次試験 杉妻会館
(福島市杉妻町3-45)
- (2) 第2次試験 双葉地方水道企業団管理本館
(楡葉町)

7. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に企業長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本企业団の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

8. 受験手続および受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込書は、本企业団総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「高校卒業程度試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本企业団総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「高校卒業程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、または受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

平成30年7月11日（水）から8月10日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除いた日。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）
郵便による申込書提出の場合は、8月7日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

9. 試験結果の開示

この試験の結果については、双葉地方水道企業団個人情報保護条例第11条の規定により開示請求をすることができます。なお、電話、はがきなどによる請求では開示することができません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証など）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合 得点・順位	合格発表日から 1カ月間	企業団 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

10. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 専門試験を受験する受験者は、昼食を持参してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、双葉地方水道企業団総務課にお問い合わせください。
郵便で問い合わせる場合は、82円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

問 双葉地方水道企業団 総務課 総務係
〒979-0515
福島県双葉郡楡葉町大字上小高字小山6-2
☎0240-25-5315

平成31年度 双葉地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験のお知らせ

双葉地方広域市町村圏組合職員の一般事務・消防採用候補者試験（高校卒業程度）を次により行います。

1. 採用予定日 平成31年4月1日
2. 試験職種、採用予定人員および職務内容など

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般事務	1名程度	双葉地方会館または出先機関において事務に従事します。
消防	2名程度	消防本部または消防署において消防業務に従事します。

3. 受験資格

区分	受験資格
一般事務	平成元年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた方で自動車運転免許（普通自動車以上）取得または平成31年3月末日まで免許取得見込みのもの。（学歴は問いません）
消防	平成7年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた方で自動車運転免許（普通自動車以上「AT限定免許を除く」）取得または平成31年3月末日まで免許取得見込みのもの。（学歴は問いません） ◎身体の基準は、次のとおりです。 ・胸囲 身長概ね2分の1以上であること。 ・視力 両眼とも矯正視力が0.7以上であること。 ・聴力 正常であること。 ・その他 精神および身体に障害がないこと。結核性疾患、その他感染性疾患がないこと。

4. 試験の期日、場所および発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	平成30年9月16日（日）	○受付 午前9時～9時30分 ○教養試験 午前10時～正午 ○適性検査 午後0時10分～0時35分	杉妻会館 福島市杉妻町3-45 ☎024-523-5161	平成30年10月下旬頃までに当組合掲示場、当組合ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に通知します。
第2次試験	第1次試験合格通知の際にお知らせします。			別途通知します。

5. 受付期間および申込用紙の請求先

- (1) 受付期間 平成30年7月11日（水）から同8月10日（金）まで
- (2) 申込用紙の請求先 双葉地方広域市町村圏組合事務局総務課

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜553-1 ☎0240-22-3333

※上記の採用候補者試験に係る詳細については、当組合ホームページにてご確認ください。